

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準の一部 改正案及び試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガ イド案に対する意見募集の結果について（2 / 2） —外部ハザードを含む敷地特性に係る評価等の反映—

令和元年11月13日
原子力規制庁

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準の一部改正案及
び試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド案について、意
見募集を実施しました。その結果につきましては、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 概要

- 意見募集の期間：令和元年9月5日（木）から10月4日（金）まで
- 意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX
- 意見募集の対象：試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガ
イド案

2. お寄せいただいたご意見

- 御意見数：3件
- 御意見に対する考え方：別紙のとおり

以上

試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド案に対する
提出意見及びこれに対する考え方

意見 No.	提出意見	考え方
1	<p>＜該当箇所＞第3章</p> <p>＜内容＞原子力利用における安全対策の強化のための原子炉等規制法等の一部改正に伴い「原子炉等規制法第37条第5項」の規定は削除されるが、定期安全レビューの実施状況について改正法の施行以降はどのように確認されるのか。</p>	<p>原子力利用における安全対策の強化のための原子炉等規制法の一部改正後の原子炉等規制法第61条の2の2第1項第3号又は第4号に掲げる措置の実施状況を原子力規制検査により確認することになります。</p> <p>本ガイドは、設置者が今回改正する審査基準等に対応するために必要とされる期間を考慮し、令和2年4月1日以降に適用することとしましたので、ご指摘については、上記改正後の原子炉等規制法を踏まえた規定に見直しました。</p>
2	<p>＜該当箇所＞附則</p> <p>＜内容＞附則の施行日について、本ガイドを用いた評価は、本ガイドの施行日以降の試験炉規則第14条の2の規定に基づく試験研究用等原子炉施設の定期的な評価の計画に従って実施するとの理解で良いか。</p>	<p>今回改正する審査基準等に関して、設置者は、審査基準及び運用ガイドの施行日以降に行う保安規定の変更認可申請において対応することとなります。</p> <p>これに伴い、定期的な評価の実施期限を変更するものではありませんが、次回の定期的な評価の実施に向けて、既に策定済みの定期的な評価の実施計画についての見直しが必要です。</p>
3-1	<p>＜該当箇所＞第1章第2段落</p> <p>＜内容＞「大きく異なる」は、「試験研究用等原子炉施設ごとに大きく異なる」という意味か？</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

意見 No.	提出意見	考え方
3-2	<p><該当箇所>第1章第2段落 <内容>「試験研究用等原子炉施設横断的」は日本語として不自然です。たとえば「試験研究用原子炉施設に対して横断的」などとしたらいかが。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正します。</p>
3-3	<p><該当箇所>第1章第3段落 <内容>「実施する。」は「実施するものとする。」のほうがよいのではないかと思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正します。</p>
3-4	<p><該当箇所>第2章2. の第1段落 <内容>「求められている」： 試験炉規則第15条第1項第17号で「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する事。」と規定されているが、定期安全レビューの実施手順や体制等を規定することまでは求めていないのではないかと？</p>	<p>定期的な評価に関する事として、従来から、定期的な評価を実施するための手順や体制を定めることを求めており、保安規定の審査基準や平成16年3月12日付け文部科学省原子力規制室事務連絡文書において明らかにされています。 今回の保安規定の審査基準の改正は、上記の内容について、他の事業規則における保安規定の審査基準を踏まえ、記載を整理したものです。</p>
3-5	<p><該当箇所>第2章2. の第1段落 <内容>「実施手順や体制等」の「等」は何を指しているのか？ 審査基準の改正案では「実施するための手順及び体制」と規定されていて「等」にあたるものは無いが。</p>	<p>審査基準改正案の試験炉規則第15条第1項第17号の1.において「定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施すること。」とあり、ご指摘の「等」とは、下線部を指します。</p>

意見 No.	提出意見	考え方
3-6	<p><該当箇所>第2章2.(1)、(2) <内容>「10年ごと」は、試験炉規則第14条の2第1項で規定する「十年を超えない期間ごと」と整合させるべき。(3ページの8行目「10年ごと」についても同様。)</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正します。</p>
3-7	<p><該当箇所>第2章2.(2) <内容>「期間」はいつからいつまでの期間か？(もしかして「時期」の誤記？)</p>	<p>30年を超えない期間の意味ですので、(1)の記載を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>(2) 当該原子炉の運転を開始した日から起算して30年を超えない<u>期間</u>(以下略)</p>
3-8	<p><該当箇所>第2章3.1(1)第1段落 <内容>「許可」について： 原子炉等規制法第76条に基づく「承認」は対象外か？</p>	<p>原子炉等規制法第76条の規定は、国に対する「指定」、「許可」又は「認可」を「承認」としており、対象となります。</p> <p>これについては、運用ガイドに明記することとします。</p>
3-9	<p><該当箇所>第2章3.1(1)第1段落 <内容>「申請書」は、「申請書及びその添付書類」としたほうがよいと思います。水理等に関しては申請書(本文)には記載の例がないから。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正します。</p>

意見 No.	提出意見	考え方
3-10	<p><該当箇所>第2章3. 2第2段落 <内容>「設計及び工事の方法」は「設計及び工事の方法の認可申請書」とすべきでは？</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正します。</p>
3-11	<p><該当箇所>第2章3. 4 <内容>「試験炉規則第6条第1項」： 同項の表第10号ハで要求している「第十四条の二第二項第二号に掲げる計画」は、3. 3の2行目の「改善計画」ではなくて、同5行目等の「保全計画」ではないのか？</p>	<p>本運用ガイドにおいては、試験炉規則第14条の2第1項の評価に基づく改善計画と、同条第2項の評価に基づく10年間の保全計画を合わせた計画として、改善計画としました。</p>
3-12	<p><該当箇所>第2章3. 4 <内容>「頻度及び期間にわたり」： 「頻度にわたり」は日本語として不自然です。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>3. 1の調査の結果、3. 2の評価の結果及び3. 3の改善計画については、試験炉規則第6条第1項の表第10号の規定に基づき記録し、同規定に基づく頻度で記録を作成し、同規定に基づく期間、当該記録を保存する。</p>

意見 No.	提出意見	考え方
3-13	<p>＜該当箇所＞第2章3. 5</p> <p>＜内容＞「推奨する」の主語（主体）を記載したほうがよいと思います。主語は、前段の記載では「事業者」であり、後段の記載では明示されているから。また、2ページで、本運用ガイドは一律に適用するのではなく参考とするものである旨の記載があるところ、3. 5についてのみ「推奨する」と記載（追記）した意図は何か？</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p><u>設置者は、定期安全レビューの結果について、インターネットの利用その他の適切な方法による公表に努めること。</u></p> <p>なお、試験研究用等原子炉施設に係る定期的な評価においては、法令に基づく結果の公表義務が規定されていないため、このような表現としています。</p>
3-14	<p>＜該当箇所＞第3章</p> <p>＜内容＞「原子力規制委員会」は、「原子力規制庁」とすべきでは？ 6ページの図の内容（原子力規制庁が確認し原子力規制委員会へ報告）と整合させるために。</p>	<p>原子力規制委員会が実施する原子力規制検査によって確認するので、以下の記載に修正します。</p> <p><u>原子力規制委員会は、原子炉等規制法第61条の2の2第1項の規定に基づく原子力規制検査において、保安規定の遵守状況の確認の一環として、定期安全レビューの実施状況を確認する。</u></p>
3-15	<p>＜該当箇所＞図</p> <p>＜内容＞「定期安全レビューの実施を保安規定に規定」から「原子力規制庁」への矢印線は削除したほうがよいと思います。保安規定に基づき保安検査が行われるのではないのだから。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正します。</p>

意見 No.	提出意見	考え方
3-16	<p>＜該当箇所＞図</p> <p>＜内容＞クレジットの「定期安全レビュー」は「定期安全レビュー等」としたほうがよいと思います。図中の原子力規制庁は定期安全レビューを実施する者ではないから。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正します。</p>